

佐野市デジタル地域通貨「さのまるパイ」加盟店募集要項

佐野市では、デジタル地域通貨「さのまるパイ」で買い物ができる加盟店を募集しています。加盟や決済に係る手数料や、精算時の負担は一切ありませんので、是非ご検討ください。

1. 加盟店の募集について

受付期間	8月29日（金）から随時受付 ※ 9月19日（金）受付分 までは11月から開始予定のプレミアムキャンペーン実施に合わせて専用カード利用者に配布する加盟店一覧に掲載します。
加盟要件	以下の全てを満たす事業者 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内に店舗、事業所等を有する事業者 ■ 風営法第2条第5項で定める事業者でないこと ■ 特定の宗教・政治と関わる団体でないこと ■ 佐野市暴力団排除条例第2条第5項に規定する暴力団員等でない者
申請方法	<p>加盟店規約及び本要項の内容に同意のうえ、電子申請または申請書の提出にて申請してください。</p> <p>※市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請してください。</p> <p>※複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申請はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>電子申請（推奨）</u> 右の二次元コードから必要項目を入力ください。 ■ 電子申請以外の申請方法 直接・郵送・メール・FAXでお問い合わせ先に申請書を提出してください。 申請書は、市ホームページ、佐野市産業政策課、佐野商工会議所、佐野市あそ商工会で入手できます。 <p>※メールの場合は必ず件名に「さのまるパイ加盟店の申請について」との記載をお願いします。</p> <p>※メールまたはFAXにてお申込みの場合は送信後に必ず電話にて送信先へご確認をお願いいたします。</p> 
加盟手数料	無料 ※通信に係る費用等は各自でご負担いただきます。
登録区分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 店舗によって「大型店」または「中小加盟店」に区分して登録いたします。 ※大型店は、市内に本店を有しない店舗を指します。 ■ 経済対策など、大型店を除く加盟店でのみ利用可能なポイントを発行する場合があります。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本要項「5. 注意事項」を必ずお読みください。 ■ 募集開始に伴い説明会（オンライン、対面）を実施します。 ■ 説明会の情報や加盟店規約等については市ホームページをご覧ください。 <p>※右の二次元コードからもご覧いただけます。</p> 

2. 佐野市デジタル地域通貨の概要

名 称	さのまるパイ
発行主体	佐野市
単 位	ポイント（1ポイント＝1円で換算）
取得方法	クレジットカード、BankPay(バンクペイ)、セブン銀行ATMによる現金チャージや各種キャンペーン等により付与されます。
使用媒体	以下のどちらか一方を利用客が選択し加盟店で利用します。 ■ スマホアプリ 決済方法：利用客が加盟店に設置されている二次元コードを読み取り、決済する。 ■ 二次元コード付き専用カード 決済方法：加盟店が利用客の専用カードの二次元コードを読み取り、決済する。
備 考	本事業は、株式会社トラストバンクの提供する地域通貨システム（chiica（チーカ））を活用します。

3. さのまるパイの決済

加盟店において、以下のいずれかの決済方法を選択してください。

■ 紙の二次元コードの設置と加盟店アプリの併用（推奨）

決済手順	留意事項
■ 店舗が掲示する二次元コードを、利用客がスマホアプリで読み取り決済する。 ■ 利用客が提示したスマホアプリや専用カードの二次元コードを店舗が読み取り決済する。	■ 決済にお手持ちのスマホやタブレットを使用します。 ■ 専用カード利用者の決済にも対応できるため、 幅広い利用客が見込めます。

■ 紙の二次元コードの設置のみ

決済手順	留意事項
■ 店舗が掲示する二次元コードを、利用客がスマホアプリで読み取り決済する。	■ 決済にお手持ちのスマホやタブレット不要。 ■ 専用カード利用者の決済には対応不可。

4. さのまるパイの精算（換金）

精算方法	決済履歴に基づき、指定口座に自動で振込み ※精算にかかる手続や費用の負担はありません。
振 込 日	締日後5営業日（毎月15日、月末締め） ※土日祝や年末年始を挟む場合などは、上記スケジュールと異なる場合があります。 ※売上金が5,000円に満たない場合は原則繰り越しになります。

5. 注意事項（必読）

(1) さのまるペイは以下のものに**使用できません**。

- 不動産、金融商品、たばこ、商品券・プリペイドカード・切手・印紙等の換金性の高いもの
- 公共料金等（税、電気、ガス、水道等）の支払い
- 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
- 風営法第2条第5項で定める営業に係るもの
- 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- 各加盟店が指定するもの
- その他、支払いに市が適当と認めないもの

(2) さのまるペイは、加盟店における商品またはサービスの提供等の取引において利用可能です。

(3) さのまるペイは、現金（釣り銭を含む）と交換することはできません。

(4) 加盟店またはその関係者が、さのまるペイを商品またはサービスの提供等の取引を行わずに換金する行為は禁止です。

(5) 代金の不足分は現金等を併用して利用客にご請求ください。

(6) さのまるペイが使用できない商品のほか、加盟店が独自にさのまるペイの利用対象外となる商品等を定める場合は、店内に明示する等、あらかじめ利用客が認識できるようにしてください。

(7) 加盟店独自の割引企画との併用不可や、さのまるペイ使用上限額等を定める場合は、店内に明示する等、あらかじめ利用客が認識できるようにしてください。

(8) さのまるペイの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して市は責を負いかねます。

(9) 加盟店の認定を受けた場合、後日開催する説明会にてマニュアルやポスター等の販促物を配布します。

(10) ポスター等は加盟店であることが利用客に明確になるよう分かりやすい場所に掲示してください。

(11) 加盟店の店舗情報は、スマホアプリ、チラシ、市ホームページに掲載します。

(12) 募集要項や加盟店規約に違反する行為が認められた場合は、精算の拒否や加盟店の登録を取り消す場合があります。また、違反行為により損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

(13) 募集要項に記載されていない事項および定めのない事項については、市がその都度対応を決定するものとし、また、市の方針等により本要項の内容が変更となる可能性があります。

6. お問い合わせ

■ 佐野商工会議所 業務課

〒327-0027 栃木県佐野市大和町2687-1 TEL:22-5511

FAX:22-5517 メールアドレス:s-cci@sanocci.or.jp

■ 佐野市あそ商工会 経営支援課

〒327-0312 栃木県佐野市栃本町2237-1 TEL:62-3655

FAX:62-7915 メールアドレス:aso_net@shokokai-tochigi.or.jp

■ 佐野市 産業文化スポーツ部 産業政策課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1 TEL:20-3040

FAX:20-3029 メールアドレス:sangyouseisaku@city.sano.lg.jp

※メールの場合は必ず件名に「さのまるパイ加盟店の申請について」との記載をお願いします。